

# 京都府立大学京都和食文化研究センター規程

(平成26年京都府立大学規程第1号)

(趣旨)

第1条 この規程は、京都府立大学学則(平成20年京都府立大学規程第1号。以下「学則」という。)第10条の3の規定により、京都和食文化研究センター(以下「センター」という。)の運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 センターは、和食文化を担う人材の育成、和食文化に関する研究の推進及び研究成果の府民への還元等を行うことにより、和食文化の保護、継承及び発展に寄与することを目的とする。

(所掌事項)

第3条 センターは、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) 和食文化に関する教育(以下「和食文化教育」という。)の実施に関すること
- (2) 和食文化に係る研究に関すること
- (3) 和食文化教育に係るFD活動、和食文化教育及び和食文化に係る研究の自己点検・評価活動の実施に関すること
- (4) 和食文化に係る研究成果の府民等への還元に関すること
- (5) 和食文化に係る高等教育機関の設置に関すること
- (6) その他センターの設置目的を達成するために必要な事項

(組織)

第4条 学則第14条の規定により、センターに京都和食文化研究センター長(以下「センター長」という。)を置き、学長が指名する。

2 センターに副センター長を置き、センター長の指名により学長が任命する。

3 センターは、第1項及び第2項に定める者のほか、文学部長、公共政策学部長及び生命環境科学研究科長並びに文学部、公共政策学部及び生命環境科学研究科から選出された教員(以下「学部選出教員」という。)によって構成する。

4 前項の学部選出教員は、所属学部又は研究科の長の内申に基づき、学長が任命する。

5 第1項から第3項に定める者のほか、センター長が学長の下承を得て、必要と認められた者を構成員に加えることができる。

6 センターに特任教員、客員教員、特別研究補助員(以下「特任教員等」という。)を置き、共同研究員を受入れることができる。

(任期)

第5条 センター長、副センター長及び学部選出教員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠の者の任期は、前任者の残任期間とする。

(センター長)

第6条 センター長は、センターの業務を総括する。

(副センター長)

第7条 副センター長はセンター長を補佐し、センター長に事故があるときは、その職務を代行する。

(運営委員会)

第8条 センターの運営及び所掌事項について企画・実施するため、センターに運営委員会を置き、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) センター長
- (2) 副センター長
- (3) 文学部長、公共政策学部長及び生命環境科学研究科長
- (4) その他センター長が必要と認めた者

2 センター長は、必要と認めるときは、委員以外の者を会議に参加させ、意見を聞くことができる。

3 運営委員会は、第4条第6項に定める特任教員等の選考及び共同研究員の受入承認を行う。

(会議)

第9条 センター長は、運営委員会を招集し、その議長となる。

2 運営委員会は、構成する委員の3分の2以上の出席がないときは、開催することができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第10条 センターに、必要に応じて部会を置くことができる。

2 部会の組織及び運営に関し必要な事項は、運営委員会が定める。

(高等教育機関準備室)

第11条 センターに、和食文化の高等教育機関設置に係る具体的事項を検討実施するため、和食文化高等教育機関準備室(以下「準備室」という。)を置く。

2 準備室は、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 和食文化に係る学問体系構築のための研究に関する事
- (2) 和食文化に係る高等教育機関の設置に伴う教育カリキュラムの編成に関する事
- (3) その他和食文化の高等教育機関の設置に関する事

3 準備室は、学長のほか、次に掲げる構成員をもって組織する。

- (1) センター長
- (2) 副センター長
- (3) 学部選出教員
- (4) センターに所属する特任教員等で、センター長が必要と認めた者

4 準備室に室長を置き、前項第1号に掲げる者をもって充てる。

5 室長は、準備室の業務を総括する。

- 6 準備室に副室長を置き、第3項第2号に掲げる者をもって充てる。
- 7 準備室に調査役を置くことができる。
- 8 準備室に、第2項に規定する業務を行うため、室会議を置く。
- 9 室会議に議長を置き、室長をもって充てる。
- 10 議長は、室会議を招集する。
- 11 議長に事故あるときは、副室長がその職務を代行する。
- 12 議長が必要と認めたときは、室会議に構成員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。
- 13 この規程に定めるもののほか、準備室の運営に関し必要な事項は、室長が別に定める。

( 専門家会議 )

第12条 センター長は、和食文化に係る教育、研究、関係団体との連携及び高等教育機関の設置などに係るセンターの取組について、評価を受け、また、助言を得るため、学外の有識者等を構成員とする専門家会議を設けることができる。

( 事務局 )

第13条 センターに事務局を置き、事務局長に企画課和食学科準備担当課長を充て、事務は企画課が担当する。

( その他 )

第14条 この規程に定めるもののほか、センターの運営等に関し必要な事項は、センター長が別に定める。

附 則

( 施行期日 )

1 この規程は、平成26年10月1日から施行する。

( 経過措置 )

2 センター発足時の構成員の任期は、第5条第1項の規定にかかわらず、平成28年3月31日までとする。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年6月10日から施行する。